

## 1. 企業立地・雇用促進奨励金の交付要件《制度拡充》

ものづくり産業、物流系産業、商業、事務所において、事業施設を新設または拡張した事業者に対して、固定資産税・都市計画税、事業所税相当額を3年間奨励金としてキャッシュ・バックいたします。

要件としては、企業立地促進地域において、各表に定める規模の対象施設の新設または拡張を行うことが必要となります。

また、平成21年度から、「雇用加算制度」を設け、新規に雇用した常用雇用の6割以上が市内居住者の場合には、初年度のみ、一人あたり10万円を雇用促進奨励金として加算できます。(ただし、上限額は1千万円です。交付申請時に、市内居住、雇用保険加入、1年以上の勤務の方が対象となります)

### ものづくり産業

物の製造を行う施設及びこれに附属する施設を対象とします。また、物の加工、修理又は製造に係るプログラムの作成や研究所などの施設も対象とします。

#### 【対象施設の規模】

【凡例】 : 取得 : 賃借

規模	新設					拡張	
	土地	家屋	償却資産	投下固定資産評価額	常用雇用者数	投下固定資産評価額	常用雇用者数
A地区		or	or	3億円以上	30人以上	1億円以上	既存施設及び対象施設において、10人以上の増加
			or	2億円以上			
				1億円以上			
B地区		or	or	1億3千万円以上	10人以上	5千万円以上	既存施設及び対象施設において、5人以上の増加
			or	1億円以上			
				7千万円以上			

A地区、B地区については、企業立地促進地域の表をご覧ください。

#### 【償却資産については、リース契約も対象とします！】《新制度》

ものづくり産業(中小企業者に限る)については、償却資産についてののみ、見積り額1件300万円以上のリース案件も対象とします。

## 物流系産業

企業又は個人向けの物資の保管、物流加工、仕分け、発送等を主たる業務とする施設及びこれに附属する施設を対象とします。

### 【対象施設の規模】

【凡例】           ：取得           ：賃借

新設					拡張	
土地	家屋	償却資産	投下固定資産評価額	常用雇用者数	投下固定資産評価額	常用雇用者数
	or	or	1億5千万円以上	10人以上	5千万円以上	既存施設及び対象施設において、5人以上の増加
		or	1億円以上			
			5千万円以上			

## 商業

小売業の用に供する施設及びこれに附属する施設を対象とします。

### 【対象施設の規模】

【凡例】           ：取得           ：賃借

新設					拡張	
土地	家屋	償却資産	投下固定資産評価額	常用雇用者数	投下固定資産評価額	常用雇用者数
	or	or	2億円以上	20人以上	1億円以上	既存施設及び対象施設において、10人以上の増加
		or	1億5千万円以上			
			1千万円以上 店舗面積が 1千平米以上			

#### 【特例：対象施設の一部又は全部を賃貸して他の事業者の小売業を営ませている場合】

対象事業者（この場合、対象施設の一部又は全部を賃貸している側）の常用雇用者数・店舗面積に、対象施設の一部又は全部を借りている事業者の常用雇用者数・店舗面積を加算します。  
対象施設の一部又は全部を貸している事業者と借りている事業者がともに上の表中の基準を満たす場合は、貸している事業者にのみ奨励金が交付されます。

## 事務所

自らの事業に必要な事務処理のために使用する施設及びこれに附属する施設を対象とします。ただし、風営法の適用を受ける事業や、ものづくり産業、商業及び物流系産業の対象施設に附属する施設は除きます。

### 【対象施設の規模】

【凡例】           ：取得           ：賃借

新設				拡張		
土地	家屋	償却資産	投下固定資産評価額	常用雇用者数	投下固定資産評価額	常用雇用者数
	or	or	2億円以上	20人以上	1億円以上	既存施設及び対象施設において、10人以上の増加
		or	1億5千万円以上			
			2千万円以上 事務所面積が1千平米以上			

#### 【特例：対象施設の一部又は全部を賃貸して他の事業者の小売業を営ませている場合】

対象事業者（この場合、対象施設の一部又は全部を賃貸している側）の常用雇用者数・事務所面積に、対象施設の一部又は全部を借りている事業者の常用雇用者数・事務所面積を加算します。対象施設の一部又は全部を貸している事業者と借りている事業者がともに上の表中の基準を満たす場合は、貸している事業者にのみ奨励金が交付されます。

### 【ものづくり産業、物流系産業、商業、事務所、共通の注意事項】

土地を取得している場合、事業開始より遡って3年以内に取得した土地が対象です。  
ただし、環境影響評価手続きを行う場合は遡って5年以内

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する「親会社」、「子会社」のように、実質的な支配関係にある者同士の売買は対象外とします。

### 【商業及び事務所の特例】

商業及び事務所の企業立地促進地域に、商業または事務所の機能を複合的に有する施設を設置する場合、商業または事務所の投下固定資産評価、常用雇用者数、店舗面積または事務所面積を合算することができます。